

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由																								
<p>目次 (略)</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 622 896 957"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当 特別委員手当 (新設) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	特殊勤務手当 特別委員手当 (新設) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>目次 (略)</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 622 1803 997"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当 特別委員手当 派遣調整手当 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第30条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 派遣調整手当</p> <p>(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	特殊勤務手当 特別委員手当 派遣調整手当 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>派遣調整手当 を新設する改正</p>
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																								
(略)	(略)	(略)																								
特殊勤務手当 特別委員手当 (新設) (略)	(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)																								
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																								
(略)	(略)	(略)																								
特殊勤務手当 特別委員手当 派遣調整手当 (略)	(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)																								

<p>(新設)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>6</u> 派遣調整手当は、本学における「<u>未来志向の新たなる働き方改革の実現 ～2拠点型生活モデルの構築～</u>」に向け、<u>地方自治体等の関係機関へ派遣される職員に対し支給する。派遣調整手当の支給について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>	
---	---	--

附 則 (令和3年10月1日経規程37号)
この規程は、令和3年10月1日から施行する。